

荒尾市からの お知らせ

令和2年7月豪雨災害で被災された皆様へ

一日でも早く元の生活に戻れるよう、支援制度をご活用ください。

■り災証明書で「被害の程度」が確認できます■

(木造の場合の一例)

家屋への損害が
50%以上

40%以上
50%未満

20%以上
40%未満

10%以上
20%未満

10%未満

全壊

大規模
半壊

半壊

準半壊

一部
損壊

※被害の程度は、国の基準に基づき個別に判定
するため、上記の例と異なる場合があります。

床上浸水(全部)

床下浸水
床上浸水(一部)

【り災証明書に関するお問い合わせ】

防災安全課 TEL63-1395

被災者支援特別給付金

市独自支援

【問】福祉課 TEL63-1406

- ▶被害 **全壊** **大規模半壊** **半壊** **準半壊** **一部損壊**
- ▶支給額 1世帯あたり1万円



被災したことを行政協力員に確認
してもらった「被災証明書」でも申請
できます。

災害見舞金

市独自支援

【問】福祉課 TEL63-1406

- ▶被害 **全壊** **大規模半壊** **半壊** **準半壊** 及び 床上浸水

※床上浸水の場合は、被災したことを行政協力員に確認してもらった「被災証明書」が必要です。

- ▶支給額 1世帯あたり5万円

エアコン設置補助金

市独自支援

【問】建築住宅課 TEL63-1491

被災者の健康管理(熱中症予防)のため、エアコンの設置費を補助します。

- ▶被害 **全壊** **大規模半壊** **半壊** **準半壊**
- ▶対象 自宅のほか、市営住宅などに仮住まいしている人
- ▶補助限度額 1世帯あたり10万円

住宅の応急修理

【問】建築住宅課 TEL63-1498

屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。事前にご相談ください。

- ▶被害 **全壊** **大規模半壊** **半壊** **準半壊**
- ▶限度額 <大規模半壊、半壊> 1世帯あたり59万5千円、<準半壊> 1世帯あたり30万円

裏面もご覧ください

被災家屋等の解体・撤去

【問】 環境保全課 Tel63-1370

被害を受けて解体が必要と認められた家屋や中小企業等の事務所などを、所有者に代わって市が解体・撤去します。自費で解体・撤去した場合も対象になることがあるのでご相談ください。

- ▶被害 **全壊** **大規模半壊** **半壊**
- ▶上限額等の詳細は改めてお知らせします。

災害援護資金 貸付

【問】 福祉課 Tel63-1406

世帯主が負傷したり、住居や家財に大きな被害を受けた世帯の、生活の立て直しを支援するための貸し付けです。

- ▶被害 **全壊** **大規模半壊** **半壊**
- ▶対象 次のいずれかに該当する場合

- ・世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合
- ・家財に3分の1以上の被害があった場合
- ・住宅が半壊、全壊、滅失または流失した場合

- ▶貸付限度額 被害程度に応じ最大 350 万円

住居等に被害はなかったが、世帯主が負傷したという場合も申請することができます。

被災者生活再建支援金

【問】 福祉課 Tel63-1406

- ▶被害 **全壊** **大規模半壊** **半壊(やむを得ず解体した場合のみ)**

- ▶支給額 ①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)
＜全壊、半壊解体＞100万円、＜大規模半壊＞50万円(解体した場合は100万円)
 - ②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)
＜建設、購入＞200万円、＜補修＞100万円、＜賃借(公営住宅以外)＞50万円
- ※単身世帯は金額が異なります。

自動車が被災し、廃車した場合は・・・

生活移動手段支援金

市独自支援

【問】 くらいいきいき課 Tel57-7163

- ▶対象 7月6日時点で荒尾市に住民登録がある人
- ▶支給額 1台あたり5万円(1人1台まで)

この他、税や料の減免や猶予などの制度もあります。申請方法など各支援制度の詳細は、直接お問い合わせいただくか、市ホームページなどでご確認ください。

